

女子美術大学・女子美術大学短期大学部 障がい学生支援に関する基本方針

女子美術大学・女子美術大学短期大学部（以下「本学」という。）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」の理念に基づき、本学に在籍する学生が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に学びあう大学として、教育研究の水準を維持しつつ、等しく学修の機会を保障できるよう、障がい学生支援の充実に努めます。

1. 支援対象

本学に在籍している学生、または学外から本学の授業を受講している学生、および、本学に入学を希望する受験生であり、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する者で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあって支援を要望する者とします。

2. 合理的配慮の考え方

合理的配慮とは、障がいのある学生より支援の要望があった場合において、障害者の権利に関する条約第二条に基づき、障がいのない学生と同等の修学機会を確保するため、相互理解を通じて、可能な限り必要且つ適切な調整を行うことであって、障がいのない学生との均衡を逸したものと、過度の負担を課すもの、教育の本質や評価基準の変更、他の学生に影響を及ぼすような変更等を行うものではありません。過度の負担に該当するか否かは、他の学生や教育・研究活動動への影響、実現の可能性、費用等の程度を個別の事案ごとに、本学の規模ならびに財務の状況を考慮し、具体的な状況に応じて総合的に検討を行い判断します。本学が過度の負担と判断した場合は、対象学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めます。

3. 支援体制

障がいに関する専門知識を持って対応できるよう、医療機関等との協力体制の確保に努め、学内組織との連携を図ります。また、学生・教職員に対し、障がい学生支援に関する理解の促進・意識啓発を行います。

4. 情報公開

障がいのある受験希望者や本学に在籍する学生に対し、本学の支援方針を公表するものとします。